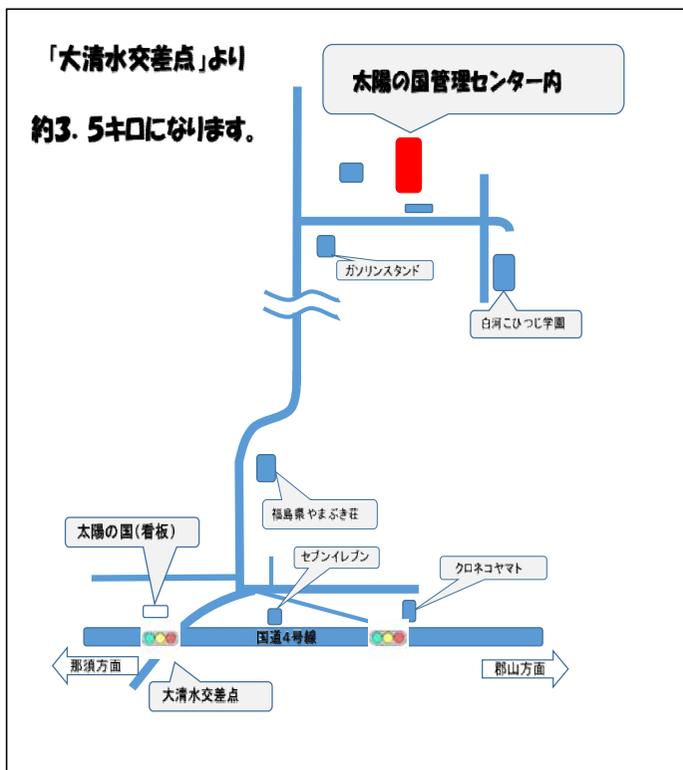


相談支援の流れ

- ①受付
(相談支援を受ける時には契約が必要となります)
- ②相談支援利用の面接
(想いや考えていることなどを把握するためにお話を伺います。)
- ③サービス等利用計画(案)の作成
(想いや考えていることを実現できるように幅広い社会資源から、仮の『サービス等利用計画(以下計画といいます)』を立てます)
- ④市町村が支給決定
(計画(案)を市町村が認めれば、サービスを利用しても良いですよという支給決定(受給者証)が送られてきます。)
- ⑤関係者の会議
(計画(案)をもとに必要なサービス事業所(提供者等)との間で提供が可能かの調整を行います。)
- ⑥サービス等利用計画の作成
(計画をご本人、ご家族等の同意のもと、計画実施となります)
- ⑦サービス提供開始
- ⑧モニタリング(状況把握)
(サービス等が計画どおり実施されているか、ご本人に支援が合っているかなどの確認を行います。)
☆モニタリングの結果次第でサービス利用継続
または修正・変更を検討します(③に戻る)。
☆モニタリングは一定期間ごとに継続的に行われます。



☆お問い合わせ先☆
 社会福祉法人 福島県社会福祉事業団
 地域生活支援センターけんなん
 (太陽の国管理センター3階)
 〒961-8061
 西郷村小田倉字上上野原5-3
 電話 0248-25-3020
 FAX 0248-25-7673
 ☆営業時間☆
 (月曜日～金曜日) 9:00～17:00

社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

地域生活支援センターけんなん



R6.4.1

白河市・西白河郡
 (白河市、西郷村、矢吹町、泉崎村、中島村)

【指定特定相談支援】